

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	16
処分の種類	保護施設の管理規定の変更命令			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第46条第3項			
処分の概要	保護施設の管理規定の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるとき、管理規定の変更を命ずる決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) [参考] 「生活保護法による保護施設の管理規定について」 (昭和32年3月30日社発第254号厚生省社会局長通知)			
基準の制定根拠	—			